

Q. 輸入の代金決済について、教えてください。

A. 輸入の代金決済は国際間の取引であることから、通常国内で行われているような、商品を渡すのと引き換えに現金や手形などで代金を支払うといった方法はあまり行われていません。一般的には大きく分けて次の3つの方法があります。

1. T/Tベース(レミッタンスベース)

送金による決済で、主に電信送金によって行われます。

2. B/Cベース

荷為替^{*}というスキームを用い、銀行を媒介にした取立取引で信用状を使わない点の特徴です。

3. L/Cベース

信用状(L/C)とは輸入者の依頼に基づき輸入者の取引銀行が発行する保証状で、L/C条件で要求する書類を呈示されれば、受益者である輸出者に代金の支払いを確約するものです。

今回は、1と2について解説します。

なお、いずれの方法にもメリット・デメリット(リスク)があり、それらをよく理解した上で輸入取引の条件にあった決済方法を選ぶ必要があります。

1. T/Tベース(レミッタンスベース)

T/Tとは電信送金(Telegraphic Transfer)のことで、送金(レミッタンス:Remittance)による決済の一つです。支払いのタイミングによって、①前払い(Advanced Payment)②後払い(Deferred Payment)に分けられます。

送金決済とは、売買契約書で取り決めた時期に輸入者が取引銀行を通して輸出者の口座宛に外国送金をする方法で、最近では一番よく使われており、次のようなメリットがあります。

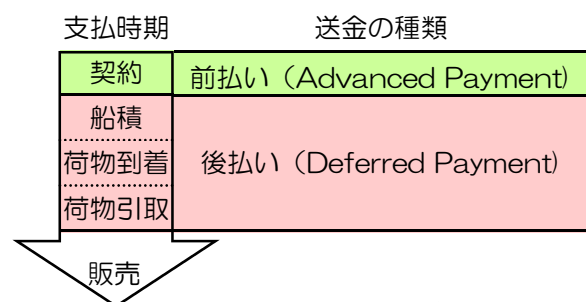
① スピーディーで簡単

手続きの時は、銀行窓口で「送金依頼書」を記入するだけです。さらに銀行に行かなくてもインターネット(当行の場合「外為Web」)で申し込みも可能です。通常、数日で相手側の銀行に到着します。

② コストが低い

送金のための費用として送金手数料と為替

手数料が掛かりますが、決済方法によっては、さらに発行手数料^{*}、電信料、郵便料等の手数料が必要となる場合もあります。例えば、1万米ドルの送金を行う場合、T/Tベースではおよそ送金手数料4,000円、為替手数料10,000円の合わせて14,000円程度ですが、L/Cベースによる決済では、この2倍以上掛かることもあります。



支払時期と送金の種類

このようにメリットも多くある反面、リスク（危険）もあります。次の一覧表で挙げるリスクについて理解が必要です。

送金の種類とそれに伴うリスク

送金の種類	リスク内容	
	輸入者	輸出者
前払い	代金を支払ったのに、輸出者によって契約どおりの船積みが行われない (納期が間に合わない、数量が足りない、品質が違う等)	なし
後払い	なし	契約どおりの船積みを行ったのに、輸入者によって契約どおりの支払いが行われない

いつ支払を行うかによって、リスクを負う対象が変わります。今は輸入者の立場で話を進めているので、確実に荷物を受け取ってから支払をする「後払い」の方が有利です。しかし、輸入契約の条件によっては「前払い」をすることもあるでしょう。その場合には、次に挙げるような方法で、できるだけリスクを減らすことが必要です。

① 契約内容を厳密に点検する。

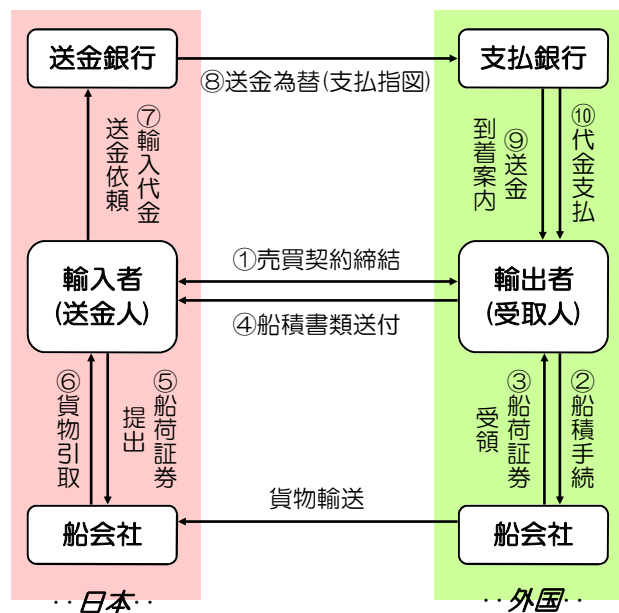
契約どおりの船積みを行う輸出者の責任をできるだけ明確化する契約書を作成します。実務的には、商業送り状*の中のプロフォーマ・インボイス*等で、具体的な積荷明細*・船名(便名)・船積予定日*・到着予定日*等を遅滞なく連絡すること等の条件をつけ、スムーズな貨物の引取りができるようにしましょう。

② 支払い方法を分散させる。

金額前払いではなく、一部後払いにしてもらう交渉をすべきです。また、不利な支払い条件を受け入れるわけですから、送金費用の先方負担、値引き・増量などに応じてもらう交渉も併せて行いましょう。

③ 前受金返還保証(Refundment Bond)を要求する。

一般に金額が高額になるときや、機械等実質的引渡し長期にわたるときなど、輸出者側に銀行発行の「前受金返還保証」を求めます。一般的には保証状(L/G)*やスタンバイL/C*が利用されます。これは、相手側(輸出者)が債務不履行をしたとき、相手側の銀行が輸入者に前払い送金した額を支払うことを保証してくれるものです。ただ、現実的に差し入れの同意をさせるのは困難ですので、「前払いを要求するなら、前受金返還保証を差し入れて下さい」等、交渉の一手段として使いましょう。



T/Tベース決済の流れ

2. B/Cベース

送金のリスクを回避しながら、輸入者は荷物を引き取り、輸出者は代金を回収しようという方法です。船積書類*の一つである「船荷証券*」は、輸入者が荷物を引き取るのに必要です。B/Cベースとは、この船積書類*と引き換えに、輸入者が銀行に代金を支払う、または支払いを引き受けるという、銀行を媒介とした取立取引（B/C：Bills for Collection）のことです。

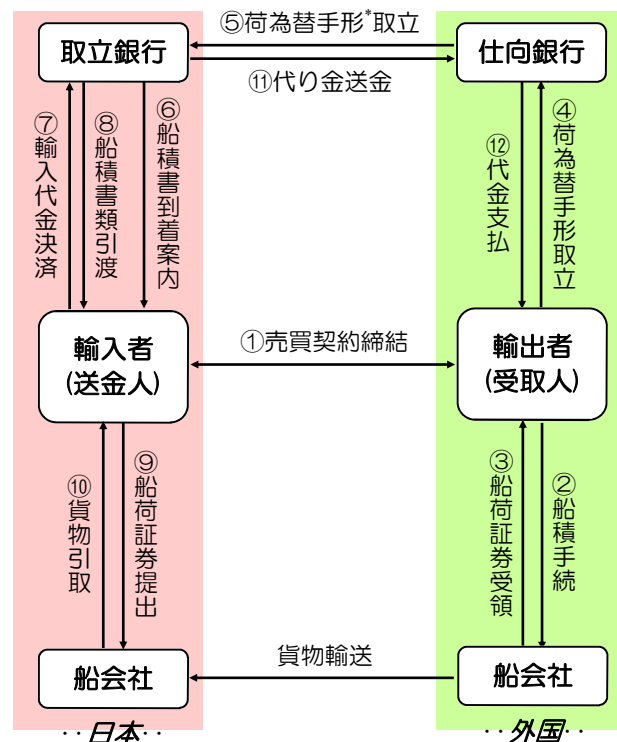
そこで、取立銀行がいつ輸入者に書類を引き渡すかが重要になります。書類引渡し条件によって、①支払渡し（D/P：Documents against Payment）②引受渡し（D/A：Documents against Acceptance）の2種類があります。支払渡し（D/P）とは、取立代金の支払いと引き換えに船積書類を輸入者に引き渡すという条件です。

一方、引受渡し（D/A）は、輸出者が輸入者を支払人として振り出した為替手形を輸入者が引き受けた場合に、取立銀行は輸入者に船積書類を引き渡すという条件です。

輸入者にとって見れば、この取立取引（B/Cベース）は、信用状を発行する必要がない、という点が大きなメリットです。信用状は、輸出者の代金回収の確実性を補完するもので、これが不要というのは輸入者にとって大きな負担減です。

しかし注意すべき点は、

- ① 「荷物と引き換えに代金を支払う」のではなく、「荷物の引取書（船荷証券）と引き換えに代金を支払う」ことです。つまり、荷物を見てから決済するわけではないので、「契約したものより品質が劣るものがきた」等の商品リスクは、依然として存在するのです。
- ② 特に、日本と密接な貿易相手である近隣諸国との取引（中国、台湾等）では、荷物が書類より先に到着することが多いにもかかわらず、輸入者は銀行に書類が到着し、決済または引受を行うまでは、荷物の引き取りができません。ですから、国内販売先への納期、生鮮物なら賞味期限等、十分な計画のうえ取引を行う必要があります。
- ③ 最後に、信用状なし取引のD/P、D/A取引は、国際商業会議所*制定の「I C C 取立統一規則（U R C 5 2 2）」（1995年改訂版）に準拠して行われます。この規則の内容について理解したうえで、取引を行うことが肝要です。



B/Cベース決済の流れ

* は、4ページに解説があります。

⚙️ 用 語 解 説 ⚙️

荷為替

売り手・買い手のそれぞれの国に銀行を介在させて、取立による代金決済の方法。荷為替決済。

為替手数料

料率は米ドルの場合、通常、1円/1米ドル。この為替手数料は、為替相場の中に含まれ、その相場を「TTS」

商業送り状

Commercial Invoice。輸送荷物の詳細を示した明細書。積荷について品名・数量・単価・金額・船名・船積日・船積港・仕向港などを記載。輸出者が輸入者に対して発行する。代金請求書、出荷案内書、納品書を兼ねることもあり、それぞれ個々に船積送り状、見積もり送り状などと言われる。

プロフォーマ・インボイス

Proforma Invoice。見積もり状。商業送り状の一つ。売買契約の見積書、試算用送り状。輸入の際の通関に使用することもあるが、見積もりなので商工会議所の公的な証明（査証）を受けることは出来ない。

積荷明細

貨物の梱包明細書。Packing List。パッケージ毎に品名・個数・重量・荷印(シッピングマーク)などを記載。数量が少ない場合は、インボイスで兼用されることもある。

船積予定日

荷物を積んだ船の出港予定日。ETD (Estimated Time of Departure)。航空業界でも使用されている。

到着予定日

荷物を積んだ船の入港予定日。ETA (Estimated Time of Arrival)。航空業界でも使用されている。

保証状(L/G)

Letter of Guarantee。荷物引取保証。船積書類より先に到着した荷物を輸入者が引き取る時に、銀行が連帯保証して船会社に差し入れる補償状。

スタンドバイL/C

スタンドバイ・クレジット(Stand-by credit)。海外現地法人の現地での借入などに対する保証の手段として、日本の銀行が現地の銀行に対して発行する信用状。

船積書類

積送貨物の財産権を完全に表すものとして国際貿易界で認められている商用書類。単に書類(ドキュメント documents)ともいう。通常、送り状・船荷証券、および保険証券の3つの書類からなるが、仕向国により、これ以外に領事送り状、または税関送り状、さらに原産地証明書などを必要とすることもある。

船荷証券(B/L)

Bill of Ladingの略。運送人が荷送人との運送契約に基づいて船積みしたことを証明する書類。荷送人の請求によって運送人が発行する。物品の(海上、複合)受取証、運送契約書。貨物の引き渡しに際し必要となる引換証。貿易代金決済の為、荷為替を取り組む場合に必要となる“荷”を表象する有価証券。

荷為替手形

輸出代金決済のために輸出者が振り出す為替手形に船積書類が添付されたもの。売主が商品を出荷しても買主が代金を支払わない可能性があるため、船積み後に船積書類と為替手形を取引銀行に買い取ってもらい、取引銀行が買主の国にある銀行を通じて代金を取り立てるという方法。買主は代金を支払わない限り(荷為替手形を引き受けない限り)船積書類を入手できないので、代金の支払いが担保される。

国際商業会議所

国際的な経済協力と経済発展を、民間企業の活動によって推進するため、民間の実業家が国際貿易、投資などの問題を検討し、それに対する意見を表明する組織。世界のすべての国の一様な経済発展を目的とする民間企業の世界ビジネス機構。略称ICC (International Chamber of Commerce)。



貿易実務のツボ

発行：北陸銀行

国際部 国際業務推進グループ・国際企画グループ・国際事務センター

〒930-8637 富山市堤町通り1-2-26

TEL: (076)423-7111(代表) FAX: (076)423-7561

E-mail: kokugyo@hokugin.co.jp